

◎十八番（遊佐久男君）自由民主党議員会の遊佐久男です。一般質問のトップバッターとして登壇のお許しをいただきましたことに感謝を申し上げ、以下通告に従い質問をさせていただきます。

まず、介護人材の確保についてです。

団塊の世代が七十五歳以上に達する二〇二五年は、国民の三人に一人が六十五歳以上、五人に一人が七十五歳以上になると言われています。七年後に迫ってまいりましたが、そのとき私も三人に一人の仲間に入る予定です。

ことし五月に厚生労働省は、第七期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、介護人材の需要を二〇二五年度末には約二百四十五万人が必要となること、一方現状推移シナリオによる供給見込み数は約二百一十万人で、約三十四万人が不足するという推計を公表いたしました。

本県の推計値は、需要見込み数が四万一千六百七十五人で、供給見込み数は三万八百九十八人、需要見込み数の約四分の一に相当する一万七百七十七人が不足する見込みで、千葉県と並んで全国最下位という状況でした。

本県では、震災前からの専門職の人材不足に加え、原発災害に起因した人材流出という厳しい状況がありました。震災から七年半を経過した今でもいまだ多くの方々が避難を余儀なくされ、避難地域では住民帰還に欠かすことができない生活インフラである医療、福祉、介護の確保は急務であります。

介護人材の需要見込みは、各都道府県が集計した数字なので単純比較はできませんが、国勢調査人口などを参考にし、私なりに分析をしてみました。不足見込み数を人口十万人当たりで比較すると、本県は五百六十三人、千葉県は四百五十六人、全国平均は二百六十五人となります。本県の介護人材不足が、人口比で見るとさらに厳しいことが数字として出てきます。

また先日、地元の介護福祉士養成施設から、震災後の二、三年経過後まで

は入学者が定員程度はあったものの、平成二十六年度から減少に転じ、今年度は三割程度しか学生がいないという厳しい実態のお話を受けました。

今月は、敬老の日を中心に老人福祉週間で多くの地域や地区で敬老会など高齢者を敬う催しを実施されております。高齢者に限定すべきではありませんが、介護を必要とされる高齢者や障がい者に心のこもった介護が提供されるよう、若い人材を育てていく必要があります。

そこで、将来の介護の現場を担う若い人材の確保にどのように取り組んでいくのか、知事の考えをお尋ねします。

県は七月に避難地域等介護復興計画を策定し、発表しました。復興・創生期間である平成三十二年度を終期として、避難指示解除区域等で生活を再開するために必要不可欠な介護サービスの提供体制を確保することにより住民の帰還を促進するため、目標や具体的取り組みなどを定めたものとなっております。

介護人材の確保として、卒業後に県内の施設などで介護の業務につこうとしている人材への修学資金や住まい支援や就労支援、中途失業者や高卒者等への介護職員初任者研修の資格取得支援や介護施設の経営安定化の取り組みなどが示されております。

先ほど述べましたが、今介護を目指す若い人材が少なくなってきた現在の現状は介護福祉士養成施設への入学者の減少でも明らかであります。介護福祉士の資格は、現時点では介護福祉系資格の中で唯一の国家資格で、資格試験に合格し、登録を行うことで国に認められた介護職であり、介護についての専門的な技術や知識を身につけた介護現場の担い手です。

そこで、県は介護福祉士養成施設の支援にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、農業用ため池の防災・減災対策についてです。

本県では、東日本大震災の東北地方太平洋沖地震により藤沼ダムが決壊し、下流で七名の方が亡くなり、いまだ行方不明者が一名おられるほか、下流域の集落や水田、河川などに甚大な被害が発生いたしました。

また、全国的に見ると、昨年七月には九州北部豪雨災害で福岡県や大分県などでため池が決壊するなどして大きな被害がありました。さらに、今年七月には西日本豪雨災害で、広島県福山市内において山の中腹にあるため池が決壊し、麓に住む三歳の女兒が死亡するという痛ましい事故がありました。このため池は、貯水量が指定基準の四倍程度ありながら、周囲に危険を周知させる防災重点ため池に指定されていなかったとの報道もありました。

昨年十月六日付で本県農村計画課が発行した「農空間」によれば、本県には三千七百余カ所を超えるため池があり、そのうち防災重点ため池が二百八十カ所で、今年度末までにこれらの防災重点ため池の耐震性調査やハザードマップ作成などを完成させることを目標に掲げ、関係機関と取り組みを進めていると示してあります。さらに、防災重点ため池以外のため池についても事業を進めることとしているようです。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、略称農研機構の調査によれば、九州北部豪雨災害では、ため池に流木がたまり、排水がスムーズに行われず、たまった水が一気に流れ出て決壊の重大な被害が発生しましたが、一部その他のため池の調査結果では、上流からの土石流を池敷に貯留し、下流の被害軽減に貢献した箇所も見られたと発表しております。大規模な地震や集中豪雨などに対し、改修工事等によるため池の安全性向上と管理の適正化や下流域の住民への防災意識の向上対策が改めて問われています。

そこで、県は農業用ため池の防災・減災対策をどのように進めていくのか

お尋ねします。

次に、商業まちづくり基本方針の見直しについてです。

既存商店街の空洞化など、中心市街地の魅力が下降傾向にあることなどから、小売商業施設の適正配置や地域のまちづくりへの参画などを促すために平成十七年十月に福島県商業まちづくりの推進に関する条例が制定され、それに基づき、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり、環境負荷の少ない持続可能なまちづくり、多様な主体による連携・協働のまちづくりなどを基本的な考え方とする商業まちづくり基本方針が平成十八年に策定されました。平成二十五年に一部改定があり現在に至っておりますが、既存商店街の空洞化に歯どめがかかっていない現状も散見されます。

現在この基本方針の見直し作業を進めているとのことですが、既存商店街における空き店舗や未利用地の有効利用により、若者が回遊したくなるような町並み形成や滞在時間の延長に向けた商店街の空間創出を図るべきと考えます。

そこで、県は魅力ある商店街の形成にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

大きなスペースを持った商店の進出は、地域に新たな消費文化と経済の流れとともに、新たな人や車の流れを生み出します。それは地域にとって新たな期待である一方、まちづくりや地域との連携に不安を与えることとなりますので、その対応には多方面の検討、協議が必要です。

商業まちづくり推進条例では、六千平方メートル以上の店舗面積を有する小売商業施設、いわゆる特定小売商業施設については、地域貢献活動ガイドラインを定め、地域との共存共栄のまちづくりを促進することとなっています。現在該店舗ごとの計画と実施報告は県のホームページで公開されているものの、地域としての評価や検証が今後必要になってくるのでは

ないかと考えます。

そこで、県は特定小売商業施設と商店街を含めた地域との連携をどのように進めていくのかお尋ねします。

次に、企業誘致の推進についてです。

避難地域の復興を加速化させるためには、雇用創出とともに、地域経済への波及と地域振興への貢献が期待される企業の本県への誘致が重要です。これまで本県では企業立地補助金や福島特措法の優遇措置を最大限活用し、積極的な企業誘致を進めてきました。浜通り地域においては、産業用地の整備が着々と進められていることから、地元自治体の意向も十分に踏まえた上で、さらなる連携の強化が求められています。

このような状況のもと、浜通りの産業基盤の再生、ひいては県全体の復興には、福島イノベーション・コースト構想の中核的な機関である推進機構を核とし、国、県、市町村などの関係機関が一体となって企業誘致を推進していく必要があります。七月の与党復興加速化第七次提言でも広域的に企業誘致を行う体制の構築が示されました。

そこで、県は福島イノベーション・コースト構想に基づく企業誘致にどのような取り組みでいくのかお尋ねします。

次に、地域を支える新たな人材の確保についてです。

本県には、会津、中通り、浜通りそれぞれの地方特有の気候、風土に根差した伝統文化が継承され、またそれぞれの地域に伝統産業が受け継がれてきました。しかし、生活様式の変化や価値観の多様化、少子化の進行や都市部への人口流出などに伴い、特に中山間地域や農村部においては、伝統産業に携わる方々の高齢化、後継者不足が深刻な問題となっています。

これらに対応するため、地域に根づいた伝統産業につきたいとか、地域の活性化のために地域おこしに協力したいなどの志を持った若い方々を対象

に地域おこし協力隊制度が始まり、今年度で十年目を迎えました。これまでに四十一名の協力隊が期間終了となったと聞き及んでおります。

さらに、今年八月現在、県内では四十の自治体で百十七名の地域おこし協力隊が活動しており、今後協力隊としての活動期間終了後の地域への定住により、新たな地域活性化の担い手として期待されているところです。

そこで、県は地域おこし協力隊の定住に向け、どのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、教育の振興についてです。

あるファストフード店の方から高校生のアルバイトの働き方で特徴的な話を伺いました。店舗から自宅まで通勤距離が長い上に公共交通がないので、勤務後はおじいちゃんが迎えに来てくれるというのです。

低所得世帯の高校生がアルバイトをしなければその家庭の生活が厳しいという問題は解決しなければならぬ大切なことではありますが、OECD、PIISA二〇一五の調査報告では、諸外国の高校生のアルバイト実施率は高く、日本が七%であるのに対し、欧州では一割から二割、米国では三割にもなる。さらに、家庭環境による差もなく、アルバイトは一種の社会勉強、自立への道程と考えられている。貧困の文脈を強調する余り、働くことイコールかわいそうというイメージを定着させてしまつてはなるまい。無論、学業に支障が及ぶ児童労働は社会の力で排除されるべきであると、教育社会学者の舞田敏彦氏が論評を加えていた日本教育新聞に記事がありました。

さきのファストフード店のアルバイト高校生は、家庭の中で認められ、社会勉強、自立への道程としての職業観を習得できるようなキャリアの磨き上げを実践しているのだと感心しました。

そこで、県教育委員会は県立高等学校において職業観を育てるためのキャ

リア教育の充実にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

価値観の多様化、核家族化の進行、少子化や若者の都市部への流出などで県内の小中学校では小規模校が増加し、統廃合が進んでいるという現状があります。小規模校の児童生徒が互いに切磋琢磨しながら学び合う経験が少なくなることが懸念されます。

このような中、テレビ会議システムを利用した遠隔合同授業は、児童生徒が学び合う機会を広げる有効な手段であると考えます。先日我が会派で福井県教育委員会の先進的な取り組み事例の調査をしてきましたが、授業力にすぐれた先生や専門の教科、科目の先生の授業をテレビ会議システムにより近隣の学校へ水平展開することで、児童生徒の理解力が向上したり競争心が向上したりして学力向上につながるものと考えます。

避難地域十二市町村においては、学校の再開が進んでいるものの、児童生徒が少ない中での教育活動が行われているようであり、システム導入の効果は大であると考えます。

そこで、県教育委員会は市町村立小中学校においてテレビ会議システムを活用した授業にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

最後に、東京オリンピックへの取り組みについてです。

あづま球場で行われるソフトボールの試合は、開会式前に開催される東京オリンピック大会のオープニングを飾る重要な開幕試合です。復興を着実に前進させている福島だからこそ、復興五輪を象徴し、それを全世界に発信するにふさわしいのだということは、先日の我が会派、勅使河原議員の代表質問でも指摘があったとおりです。

あづま球場の試合には、外国の方も数多く来場します。さらに、それら外国の方々に福島を回遊していただくためのイベント、例えば福島版ローカルクールジャパン見本市などを催したりして直接本県の伝統文化や福島

魅力に触れていただくことで、その方々から全世界へ発信できるものと確信しております。

また、大会会場となるあづま球場に入れない方にも大型映像装置を使ったパブリックビューイングなどでオリンピックの感動や興奮を共有してもらい、大会を県内全域で盛り上げることも重要と思います。

そこで、県内でオリンピックが開催される期間中、県全体で盛り上がる必要とありますが、県の考えをお尋ねします。

あづま球場でのソフトボール、野球の試合は、日本戦がメインになるようですが、外国のチーム同士で組まれる試合もあると見込まれます。それら外国のチームは、アウエーの地での試合となります。自国からの応援はあるとは思いますが、数は限られているはずであります。

観客席の応援のパワーは、選手のモチベーションを高くしてくれますし、応援の少ない中で試合をするつらさは、そのような経験の有無にかかわらず御理解をいただけるものと思います。外国のチームを開催地である福島県民が国際交流も含めて応援してあげることや友情のきずなが確かなものとなり、それがレガシーとなって国際交流がさらに深まるものと思います。

また、ホストタウンとしての取り組みや試合前合宿を受け入れることによる交流と友情の輪を大会期間までで終了させることなく、県民の心にレガシーとして宿る取り組みが必要であると思っています。今回の東京二〇二〇大会に広がりを持たせるためのアクション&レガシープランでは、レガシーについて、東京二〇二〇大会をきっかけとした成果を未来につなげることも説明されております。

そこで、県は東京二〇二〇大会後にレガシーを残すため、どのように取り組んでいくのかをお尋ねし、質問を終わります。御清聴ありがとうございます。（拍手）



◎議長（吉田栄光君）執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

◎知事（内堀雅雄君）遊佐議員の御質問にお答えいたします。

若い介護人材の確保についてであります。

介護を担う人材不足が顕著となる中、健康長寿の取り組みの推進による介護予防とともに、介護の現場を担う若い人材の確保は極めて重要な課題であります。

五月に開催した「福祉・介護職員のつどい」において私から最前線で介護を支えている新人職員の皆さんに感謝をお伝えしたのに対し、職員の方々から「介護業務は苦労も多いが、大変やりがいがある。」との心強い言葉をお聞きしました。改めて意欲ある人材を本県の将来のためにふやさなければならぬとの意を強くしたところであります。

県では、これまで中高生の職場見学会の開催や元気に働く若手職員をテレビ番組で紹介するなど、介護の仕事に対する理解の促進や魅力を発信するとともに、新規採用職員に対する就労支援金の支給など、人材確保に努めてまいりました。

今年度は新たに、中高生や保護者を対象に将来の職業の選択肢として考えていただく契機となるよう、介護の体験型イベント「ケアフェスふくしま」を来月郡山市で開催し、リハビリ訓練や介護ロボットの装着体験、介護職員等による仕事の説明会などを行います。

今後とも多くの若者が介護の仕事に希望を持つことができるよう、国の総合的な人材確保対策とも連携をしながら、市町村や介護施設を初め介護に携わる関係者と共働して介護人材の確保に全力で取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

（企画調整部長櫻井泰典君登壇）

◎企画調整部長（櫻井泰典君）お答えいたします。

地域おこし協力隊の定住につきましては、地域に密着した活動や任期後を見据えた起業、就農等に向けた準備や就業先の確保が重要と認識しております。

このため、現在取り組んでいる地域産業の後継者候補の市町村との共同採用や定住に向けた起業、就農等の研修会の開催に加え、受け入れ態勢の強化を図るため、市町村や地域と連携して採用前のインターンシップに取り組むなど、協力隊の任期後の定住を支援してまいります。

（保健福祉部長佐藤宏隆君登壇）

◎保健福祉部長（佐藤宏隆君）お答えいたします。

介護福祉士養成施設の支援につきましては、これまでの学生募集費用に加え、今年度からは外国人留学生の受け入れに伴う日本語カリキュラムの作成費用等に対する支援も行っております。

また、来月に開催する介護のイベントでは、養成施設の学生が来場する中高生に介護の勉強の楽しさや施設の魅力を伝えるPRコーナーを提供することとしております。

今後とも介護の担い手が確保できるよう介護福祉士養成施設を支援してまいります。

（商工労働部長橋本明良君登壇）

◎商工労働部長（橋本明良君）お答えいたします。

魅力ある商店街の形成につきましては、現在商業まちづくり審議会において、若い世代の参画、多世代交流、暮らしの充実や楽しさが感じられるまちづくり等を視点に加え、基本方針の見直しの議論がなされております。

このため、これらの視点も踏まえ、市町村との連携のもと、コミュニティ拠点を活用した回遊促進や空き店舗等のリノベーション事業などを展開

し、商店街の魅力とにぎわい創出に取り組んでまいります。

次に、特定小売商業施設と地域との連携につきましては、地域貢献活動がイドラインを定め、活動状況や優良事例を広く公表するなど、取り組みを促進してきたところであります。

今後は、このガイドラインに優良事例や商店街等の地域の声を掲載するほか、事例集を作成し、商業施設等に配布するなど、地域貢献活動への理解を図りながら、特定小売商業施設と地域とのさらなる連携を推進してまいります。

次に、福島イノベーション・コースト構想に基づく企業誘致につきましては、これまで県や市町村が受け皿となる工業団地を整備し、エネルギーやロボット等の関連企業の誘致に努めてきたところであります。

今後は、国や市町村等と緊密に連携し、来月名古屋市で福島イノベーション・コースト立地セミナーを開催するほか、企業経営者の現地視察等を通じて、浜通りの再生を初め県全体の復興につながるよう企業の誘致に積極的に取り組んでまいります。

（農林水産部長佐竹 浩君登壇）

◎農林水産部長（佐竹 浩君）お答えいたします。

農業用ため池の防災・減災対策につきましては、三千百四十四カ所の緊急点検の結果、十二カ所で応急措置の必要性が認められ、順次工事を進めているところであります。

また、防災重点ため池のハザードマップは避難指示区域を除く百九十三カ所のうち百七十カ所が作成済みで、残る二十三カ所は年度内に完成する見込みであり、市町村を通じた浸水区域や避難路の周知により被害を最小化する取り組みを進めてまいります。

（文化スポーツ局長安齋睦男君登壇）

◎文化スポーツ局長（安齋睦男君）お答えいたします。

オリンピックの開催期間中における県全体の盛り上げにつきましては、多くの県民がオリンピックの感動と興奮を共有することが重要であることから、県内各方部における大型モニターを使ったライブサイト等の開催に向けて関係自治体と検討してまいります。

また、伝統芸能の発表や県産品のPRなど、本県の文化や魅力を国内外から訪れる方々に県民みずから発信できる機会を設けるなど、県全体の盛り上げにつなげてまいります。

次に、東京大会後のレガシーにつきましては、東京大会を一過性のイベントにするのではなく、開催をきっかけとした施設等の機能性向上やバリアフリー化、交流人口の拡大、多様な主体による協働など、次世代に誇れる福島県を築いていくことが重要であると考えております。

このため、あづま球場の改修による利便性の向上を初めオリンピックや事前キャンプ等で来県する選手、観客等との国際交流の推進、ボランティア参加の機運醸成や活動の継続など、官民が連携し、未来につながるよう積極的に取り組んでまいります。

（教育長鈴木淳一君登壇）

◎教育長（鈴木淳一君）お答えいたします。

県立高等学校におけるキャリア教育につきましては、自己と社会とのかかわりについて理解を深めることが大切であることから、専門高校だけでなく、普通科の高校においても地域の企業や医療機関等と連携した就業体験や意見交換会に取り組んでいるところであります。

今後ともこのような取り組みを推進し、望ましい勤労観、職業観を醸成できようキャリア教育の充実に努めてまいります。

次に、テレビ会議システムを活用した授業につきましては、特に小規模校

において児童生徒が学び合う機会を広げる有効な手段であると考えております。

このため、ことし二月に被災三町村の小学校を結んで遠隔合同授業を実施したところであり、その成果を各市町村教育委員会へ周知するなど、ICTを活用した効果的な教育活動の普及に取り組んでまいります。